

製品転貸規約

本製品レンタル規約(以下「本規約」といいます。)は、CTCエスピー株式会社(以下「当社」といいます。)が、オリックス・レンテック株式会社(以下、「オリックス社」といいます。)より借り受けた、「オリックス・レンテック PCサブスクリプションサービス機器選定依頼書 兼 申請書」(以下「本申請書」といいます。)に記載の製品(以下「転貸物件」といいます。)を、本申請書に記載のご契約者様(以下「お客様」といいます)に転貸(以下「本件転貸借契約」といいます。)することに係る条件を定めるものです。お客様は当社より借り受けた本件製品を利用するにあたり、本規約、本申請書及び当社が別途指定した全ての規定を遵守するものとします。

第1条(本件転貸借契約の成立)

本件転貸借契約の締結を希望するお客様は、本申請書に所定の事項を記載し、当社に提出するものとします。当社はお客様から受領した本申請書の内容をオリックス社に伝達し、オリックス社が本申請書の内容及び本転貸借の成立を承認した時点で、本規約及び本申請書に記載の内容(本申請書の提出以前に当社が別途指定した規定がある場合には当該規定を含む)にて、本件転貸借契約が成立します。

- 1 オリックス社が本件転貸借契約の成立を承認しない場合、当社とお客様との間に本件転貸借契約は一切成立せず、当社は本件転貸借契約が成立しないことについて何ら責任を負
- 2 お客様は、本申請書を当社に対して提出した時点で、本件転貸借契約の条件として、本規約及び本申請書に記載の内容(本申請書の提出以前に当社が別途指定した規定がある場合には当該規定を含む)に同意したものとみなします。

第2条(本件転貸借契約の期間)

本件転貸借契約の期間は、当社がお客様に対して転貸物件を引渡した日の属する月の翌月1日(以下転貸開始日という)から12ヶ月間とします。

- 2 お客様は、転貸期間の満了にあたり、転貸期間の満了日が属する月(以下転貸期間満了月という)の前月末までに、当社に対し、転貸期間延長の希望の有無および延長を希望する場合の延長期間(以下延長期間といいますが、お客様は3ヶ月または12ヶ月のいずれかを選択できます)を当社所定の方法で通知します。お客様が延長の希望が無い旨を当社に通知したとき、または、転貸期間満了月の前月末までにお客様が本項に基づく通知を行わないときは、本件転貸借契約は、転貸期間の満了をもって終了します。
- 3 前項によりお客様から転貸期間延長希望の通知があり、当社にてお客様の転貸期間延長を承諾した場合、当社は転貸物件を当該個別本件転貸借契約と同一条件(ただし、延長期間はお客様が前項で選択した3ヶ月または12ヶ月)で引続き転貸します。但し、オリックス社が、お客様にかかる転貸期間の延長を拒否した場合、転貸期間は延長されず、本件転貸借契約は終了します。
- 4 延長後の転貸期間を繰り返し延長するときも前二項に従います。
- 5 如何なる理由によっても、転貸物件にかかる当社とオリックス社の賃貸借契約が終了した場合には、本件転貸借契約も 終了するものとします。

第3条(転貸料金等)

お客様は当社に対し、転貸料金、保守料およびその他諸費用(以下総称して、転貸料金等という)を別途当社の指定した方法により支払うものとします。

- 2 前項の転貸料金は、1ヶ月単位で計算し日割り計算をしません。また、別途当社とお客様で合意がなされない限り、本件転貸借契約にかかる転貸期間分の転貸料金等(本件転貸借契約が延長された場合は、延長期間分の転貸料金等)は一括払いとします。
- 3 当社はお客様と合意のうえ、転貸期間中、経済事情の変動等により、転貸料金を変更できるものとします。本項に基づき転貸料金を変更した場合で、前項によりお客様が支払い済みの転貸料金について変更があるときは、当社およびお客様は、当該支払済みの転貸料金と変更後の転貸料金との差額を速やかに精算します。
- 4 お客様は、本件転貸借契約がその転貸期間の途中で終了した場合でも、転貸料金等の支払いを免れず、お客様が当社に支払った転貸料金等は、理由の如何を問わず返金されません。ただし、第8条第1項により本件転貸借契約が終了した場合、または同条第2項により個別本件転貸借契約が解除された場合、お客様は、当該終了後または解除後の期間に相当する転貸料金の支払義務を負わず、当社は、当該期間に相当する転貸料金をお客様に返金します。

第4条(転貸物件の引渡し)

当社はお客様に対し、転貸物件をお客様の指定する日本国内の設置場所において引き渡します。

- 2 転貸物件の引渡しの方法は当社が決定し、お客様はこの決定にしたがうとともに、物件の引渡しに要する費用を負担します。
- 3 お客様が転貸物件の引渡しを受けた後5営業日以内に、転貸物件の品質、種類または数量(規格、仕様、性能その他転貸物件につきお客様が必要とする一切の事項を含み、以下これを総称して「転貸物件の品質等」といいます)が本件転貸借契約の内容に適合していないこと(以下「不適合」といいます。)につき当社に対して通知を行った場合に限り、当社は不足分の引渡し、転貸物件と同等の性能を有する代替物件(以下代替物件という)の引渡し、転貸物件の修理を行います。

第5条(契約内容不適合等)

当社はお客様に対し、引渡し時において転貸物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、転貸物件の商品性またはお客様の使用目的への適合性その他転貸物件の品質等につ

- 2 お客様が当社に対し転貸物件の不適合につき前条第3項に定める期間内に同項に基づく通知をしなかった場合、転貸物件の品質等は本件転貸借契約の内容に適合した状態でお客様に引渡されたものとみなし、お客様は、当社に対し、後に定める保守サービスまたは代替物件の引渡し、転貸物件の修理、不足分の引渡し、転貸料金等の免除および減額、損害賠償の請求並びに個別本件転貸借契約の解除をすることができないものとします。

第6条(故障時の対応)

転貸物件が、故障又はその他の原因により使用不能となった場合は、以下のURLに定める内容に従ってご連絡ください。当社基準に従い転貸物件を修理または交換いたします。

連絡先及び連絡事項: https://www.ecspice.jp/ProductDocs/O003/O003_ProductDocs_001_20241015_001.pdf

- 2 転貸物件の修理または交換のため、対象となる転貸物件を当社に返却される際は、お客様の責任にて、当該転貸物件に保存された全てのデータを削除し、お客様にて施された全ての設定(パスワード設定、セキュリティ設定、クラウドサービスのID/パスワードを含みますがこの限りではありません)を解除の上返却するものとします。当社は、転貸物件に残留したデータの喪失または第三者への漏洩について如何なる責任も負いません。また、転貸物件に対する設定が解除されていない場合、修理または交換が有料となる場合もあることにお客様は同意します。
- 3 転貸物件の修理または交換のため、対象となる転貸物件を当社に返却される際、お客様は当社が別途指定する付属品も同時に返却するものとします。また、お客様が、当社が指定しない付属品その他の物品(以下「その他付属品」といいます。)を転貸物件と合わせて返却した場合、その他付属品の所有権は、当社がその他付属品を受領した時点で当社に移転し、当社にてその他付属品を処分することができるものとします。
- 4 本条の規定は、転貸物件の故障またはその他の原因による使用不能がお客様の責に帰すべき事由によるものである場合における、お客様の如何なる責任も免除するものではありません。

第7条(転貸物件の使用保管)

お客様は、転貸物件の引渡しを受けた後、転貸物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する諸費用はお客様の負担とします。

お客様は、事前に当社の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。

- ① 転貸物件を第3条所定の設置場所以外に移動すること。ただし、ノート型パーソナルコンピュータ、タブレット、モバイル端末等、携行して使用する転貸物件は除きます。
- ② 転貸物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造もしくは修理すること。なお、本条に定める「第三者」には、お客様における会社法上の親会社または子会社を含み、お客様と別の法人格を有する全ての法人または個人を含みます。
- ③ 転貸物件に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
- ④ 転貸物件について質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。

- 3 お客様が 転貸物件の引渡しを受けてから返還するまでの間に、転貸物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、お客様がこれを賠償します。
- 4 転貸物件がコンピューター機器である場合、お客様は当該転貸物件の性質及び利用状況に応じた、適切なコンピューターウイルスに対する感染対策を、お客様自身の責任と費用で行うものとします。当社は、転貸物件の転貸後におけるコンピューターウイルスへの感染について一切責任を負いません。また、お客様が適切な対策を施していないことにより、転貸物件が毀損(コンピュータープログラムの毀損を含む)した場合の責任は全てお客様に帰属するものとします。
- 5 お客様は、転貸物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。

第8条(転貸物件の滅失・毀損)

お客様の責に帰すべき事由によらず、転貸物件が滅失(修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ)した場合は、本件転貸借契約は当然に終了するものとします。

- 2 お客様の責に帰すべき事由によらず、転貸物件が毀損した場合は、当社は、第6条の定めに従い、当該転貸物件の修理または交換を行います。但し、当該修理または交換が不能である場合、当社およびお客様は本件転貸借契約の全部または一部を解除できるものとします。
- 3 お客様の責に帰すべき事由により、転貸物件が滅失または毀損(所有権の制限を含む、以下同じ)した場合は、当社は催告をすることなく通知のみにより本件転貸借契約を解除できるものとします。当社が本件転貸借契約を解除した場合、お客様は当社に対して、その時点で未払いの転貸料およびその他諸費用があればそれらの金員のほかに、代替物件の購入代価または転貸物件の修理代相当額を損害賠償として支払います。また、当社が本件転貸借契約を解除しない場合でも、お客様は当社に対して代替物件の購入代価または転貸物件の修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。

第8条(転貸物件の輸出)

お客様は、転貸物件を日本国内で使用するものとします。

- 2 お客様が転貸物件を輸出する場合、事前に当社に通知のうえ、書面による当社の承諾を得るものとします。これにより当社が承諾した場合、お客様は、輸出者として日本および輸出関連諸国の輸出関連法規等に従って、輸出を行います。
- 3 お客様が前項にしたがって転貸物件を輸出する場合、第5条第1項および第10条は適用されません。

第9条(ソフトウェアの複製等の禁止)

お客様は、転貸物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできません。

- ① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
- ② ソフトウェアを転貸物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

第10条(保険)

第7条の転貸物件の滅失・毀損については、オリックス社が加入する保険(以下「本件保険」といいます。)が適用される場合があり、この場合においては、本件保険が適用される限度で、お客様はその負担を免除されます。但し、本条の規定は、転貸物件の滅失・毀損について、本件保険が適用されることをお客様に保証するものではありません。

2 転貸物件に保険事故が発生した場合、お客様は当社に対し、直ちにその旨を通知するとともに、当社の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく当社に交付します。お客様が当該通知義務・交付義務を怠ったことによる本件保険の不適用は、全てお客様の責任となります。

第11条(解約の禁止)

お客様は、転貸開始日以降、転貸期間の途中で本件転貸借契約を解約することはできません。

第12条(債務不履行解除)

お客様が次の各号の一に該当した場合、当社は、催告をしないで通知のみにより本件転貸借契約を解除することができます。この場合、お客様は当社に対し、未払転貸料その他金銭債務全額を直ちに支払い、当社になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ① 転貸料の支払を1回でも遅滞し、または本件転貸借契約の各条項に違反したとき。
- ② 支払を停止し、または手形・小切手の不渡報告、もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき。
- ④ 営業を休業し、または解散したとき。
- ⑤ 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。

第13条(転貸物件の返還)

転貸期間の満了、解除、解約その他の理由により本件転貸借契約が終了した場合、お客様は当社に対し、転貸物件を原状に復したうえで、契約終了日の属する月の末日(以下返却期限)というまでに転貸物件を当社の指定する場所に自己の費用で返還します。

2 転貸物件に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けた転貸物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因してお客様その他第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負いません。

3 (i)お客様が第1項の義務の履行を怠った場合(ただし本件転貸借契約の終了理由が転貸期間の満了である場合を除く)、お客様は当社に対し、返却期限の翌日から転貸物件の返還日までの間(以下返還遅延期間という)、1ヶ月当たり転貸料金の月額倍額相当額の延滞金を支払い、(ii)転貸期間の満了に伴う本件転貸借契約の終了においてお客様が第1項の義務の履行を怠った場合、お客様は当社に対し、返還遅延期間中、1ヶ月当たり転貸料金の月額相当額の延滞金を支払います。本項(i)、(ii)いずれの場合においても、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなします。

第14条(支払遅延損害金)

お客様が本件転貸借契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、お客様は当社に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による支払遅延損害金を支払います。

第15条(消費税等の負担)

お客様は本件転貸借契約に基づき支払うべき金員については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して当社に支払います。

第16条(機密保持)

お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾なくして本件転貸借契約の履行に関して知りえた相手方の技術上、営業上その他業務上の機密情報(以下機密情報という)を本件転貸借契約の履行のために開示が必要な自らの取締役、監査役、従業員、関係会社におけるそれらの者、弁護士、税理士または公認会計士等(以下開示許諾対象者という)に開示する場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なくして第三者にこれを漏洩したり、開示したりしてはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではありません。

- ① 相手方当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - ② 相手方当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - ③ 相手方当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
 - ⑤ 法令や公的機関の規則等により開示が要求されたもの。但し、各当事者は当該法令または規則等により禁止される場合を除き、当該要求を速やかに相手方当事者に通知するものとし、当該機密情報の機密を保持するために、合理的にとりうる手段があるときは、その手段をとるべく努力するものとします。
- 2 お客様および当社は、機密情報の漏洩を防止するために機密情報管理責任者(以下情報管理責任者という)を選任し、当該情報管理責任者をして機密情報と自己所有の他の情報等とを明確に区別させ、また機密情報を厳重に保管、管理させ、機密情報の漏洩または紛失防止のための適切な措置を講じるものとします。
- 3 お客様および当社は、開示許諾対象者または相手方の事前の承諾を得て機密情報を開示する第三者に対して、本条の内容を知らしめ、遵守させることによって本契約の機密保持義務と同等の機密保持等の義務を課すものとします。
- 4 お客様および当社は、相手方当事者より開示された機密情報(そのあらゆる形態の写しを含む)について、相手方当事者の要求がある場合、速やかに返還するか、または破棄するも
- 5 第1項の規定に関わらず、当社はお客様から受領した機密情報(個人情報を含みます)を、オリックス社と共有できるものとします。なお、オリックス社におけるお客様の個人情報の取り扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー(h <https://www.orientec.jp/privacypolicy.html>)の内容によるものとします。
- 6 本条の機密保持義務は、本基本契約、個別レンタル契約が終了した後も1年間有効に継続するものとします。

第17条(損害賠償)

本件転貸借契約条項に関連して当社がお客様に負担する損害賠償責任は、理由の如何を問わず、お客様に直接発生した損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含みます)は含まないものとし、また、12ヶ月分(ただし本件転貸借契約が延長されている場合は当該延長期間分)の転貸料金相当額を上限とします。

第18条(反社会的勢力の排除)

お客様および当社は、現在および将来にわたり、自らおよび自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者。(以下これらを暴力団員等という)
 - ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
 - ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる収益(以下犯罪という)に該当する罪を犯した者。
- 2 お客様および当社は、自らまたは自らの役員もしくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為。
 - ④ その他前各号に準ずる行為。
- 3 お客様および当社が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わず本基本契約および本件転貸借契約を直ちに解除することができます。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

第19条(避難指示区域に関する特約)

お客様が、転貸物件を日本国政府が定める避難指示区域(以下避難指示区域という)にて使用する場合は、本申請書にその旨を記載して提出するか、本申請書の提出前に当社に通

- 2 転貸物件の引渡し、設置、使用および保管は、日本国政府が定める避難指示区域(以下避難指示区域という)を除く場所で行います。
- 3 前項にかかわらず、転貸物件の引渡し、設置、使用および保管が避難指示区域内の場所で行われた場合、お客様は第13条第1項に基づく転貸物件の返還を、当社が指定する避難指示区域外の場所(以下指定返還場所という)で行います。なお、お客様は、転貸物件の指定返還場所までの移動については、お客様の責任と費用負担により行います。また、転貸物件を取り替える場合も同様とします。
- 4 前項に基づき転貸物件を返還する場合、お客様はおお客様の責任と費用負担により、表面放射線測定(β線)による放射線測定検査を実施するものとし、実施した結果および以下の項目について、お客様の当該検査に係わる責任者をして確認させ、記名、押印のうえ書面にて当社に通知するものとします。

記

表面放射性測定検査を実施した転貸物件名(型番および資産番号等)
検査日・検査場所・表面放射線測定値(β線)・検査担当者氏名
検査に使用したサーベイメータ(型番)

5 前項により測定された放射線測定値が、下記に定める基準値を超えた転貸物件については、お客様は当該転貸物件を返還せず、別途当社の指定する金額を損害賠償として支払います。なお、転貸物件については、お客様の責任と費用負担により適切に処分するものとします。

記

表面放射線 β汚染線量 基準値: 4Bq/cm²以下

β汚染線量測定については、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)に準じるものとします。

- 6 当社またはオリックス社が、返還された転貸物件の受入時に当該転貸物件の表面放射線測定検査を実施し、測定値が前項に定める基準値を超えた場合、お客様は代替物件の購入代価相当額を損害賠償として支払うものとし、なお、当社に損害がある場合は、これを賠償します。
- 7 お客様は、転貸物件の表面放射線測定検査の測定値が第5項に定める基準値を超えた転貸物件については、第10条は当該転貸物件に適用されないことを確認します。

第20条(余後効)

本件転貸借契約が終了した場合においても、第5条(契約内容不適合等)、第13条(転貸物件の返還)、第14条(支払遅延損害金)、第16条(機密保持)、第17条(損害賠償)本条および第21条(裁判管轄)の規定は、なお有効に存続するものとします。

第21条(裁判管轄)

本件転貸借契約についての一切の紛争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。